

2024年3月5日

物流の適正化・生産性向上に向けた  
自主行動計画について

株式会社森田鉄工所

2024年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制と改正改善基準告示が適用され、輸送能力が不足することから効率的な物流の実現が必要とされています。

弊社では2023年6月に国土交通省にて策定された「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」に基づき、物流の適正化・生産性向上を目標として下記事項に取り組んでまいります。

・荷待ち時間・荷役作業にかかる時間把握と荷待ち時間の削減

出荷・着荷時間を把握し、荷待ち・荷役作業にかかる時間を2時間以内となるよう努めます。

・物流の改善協力

商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、取引先・物流事業者からこれに関する要請があった場合には協議・改善に努めます。

・輸送・荷役作業等の安全の確保

異常気象などが発生した際やその発生が見込まれる際には、運転者等の安全を確保するため、物流事業者による判断を尊重します。

・出荷情報の共有と納品リードタイムの確保

物流事業者や着荷主事業者の準備時間を確保するため、出荷情報の共有と納品リードタイムの確保に努めます。

諸課題について、お客様と連携して取組み実施させていただきます。ご協力よろしくお願いたします。

本件に関するお問い合わせは、弊社ホームページのお問合せフォームよりご連絡ください。

■弊社ホームページお問合せ画面

<https://morita-v.co.jp/contact/>